

平成28年9月定例会議 参考資料

1. 議案第66号	平成27年度小松島市一般会計歳入歳出決算の認定について	2
2. 議案第67号	平成27年度小松島市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2
3. 議案第68号	平成27年度小松島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	2
4. 議案第69号	平成27年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2
5. 議案第70号	平成27年度小松島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
6. 議案第71号	平成27年度小松島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2
7. 議案第72号	平成27年度小松島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
8. 議案第73号	平成27年度小松島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2
9. 議案第74号	平成27年度小松島市水道事業会計決算の認定について	3
10. 議案第75号	平成28年度小松島市一般会計補正予算（第1号）	5
11. 議案第76号	平成28年度小松島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	8
12. 議案第77号	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	9
13. 議案第78号	小松島市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について	15
14. 議案第79号	小松島市第6次総合計画基本構想について	18
15. 議案第80号	財産の取得について	23
16. 報告第15号	平成27年度小松島市健全化判断比率の報告について	25
17. 報告第16号	平成27年度小松島市公共下水道事業資金不足比率の報告について	26
18. 報告第17号	平成27年度水道事業資金不足比率の報告について	27
19. 報告第18号	平成27年度小松島市土地開発公社決算の報告について	28

平成27年度 小松島市歳入歳出決算総括表

(単位：円)

区 分 会 計 名		歳 入	歳 出	歳入歳出差引額	翌年度へ繰越 すべき財源	翌年度へ繰越又は 繰上充用金(△印)
一 般 会 計		18,200,240,418	17,808,787,285	391,453,133	79,462,000	311,991,133
特 別 会 計	競 輪 事 業	9,686,203,169	9,676,444,930	9,758,239	0	9,758,239
	後 期 高 齢 者 医 療	505,696,582	498,859,732	6,836,850	0	6,836,850
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	13,214,129	251,397,817	△ 238,183,688	0	△ 238,183,688
	国 民 健 康 保 険	5,513,651,121	5,507,201,665	6,449,456	0	6,449,456
	土 地 取 得 事 業	15,000,000	15,000,000	0	0	0
	介 護 保 険	3,641,412,163	3,555,675,177	85,736,986	0	85,736,986
	公 共 下 水 道 事 業	338,271,497	336,829,497	1,442,000	1,442,000	0
合 計		37,913,689,079	37,650,196,103	263,492,976	80,904,000	182,588,976

第1 平成27年度 小松島市水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考	
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			決算額のうち仮 受消費税及び地 方消費税の額	
第1款 水道事業収益	円 700,925,000	0	円 0	円 700,925,000	円 716,345,524	円 15,420,524	円 49,040,050	
第1項 営業収益	659,291,000	0	0	659,291,000	662,959,212	3,668,212	49,004,496	
第2項 営業外収益	41,629,000	0	0	41,629,000	43,623,569	1,994,569	35,554	
第3項 特別利益	5,000	0	0	5,000	9,762,743	9,757,743	0	

支出

区分	予算額								決算額	地方公営企業法第 26条第2項の規 定による繰越額	不用額	備考	
	当初予算額	補正 予算額	予備 費支 出額	流用 増減 額	地方公 営企 業法 第24 条第 3項 の規 定に よる 支出 額	小計	地方公 営企 業法 第26 条第 2項 の規 定に よる 繰越 額	合計				決算額のうち仮 払消費税及び地 方消費税の額	
第1款 水道事業費用	円 694,638,000	円 22,567,000	円 0	円 0	円 0	円 717,205,000	円 0	円 717,205,000	円 663,258,114	円 1,285,120	円 52,661,766	円 11,080,853	
第1項 営業費用	572,560,000	22,567,000	0	0	0	595,127,000	0	595,127,000	551,549,902	1,285,120	42,291,978	11,079,825	
第2項 営業外費用	121,478,000	0	0	0	0	121,478,000	0	121,478,000	111,694,329	0	9,783,671	0	
第3項 特別損失	500,000	0	0	0	0	500,000	0	500,000	13,883	0	486,117	1,028	
第4項 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	0	100,000	0	

(2)資本的収入及び支出

収入

区分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考 決算額のうち仮受消費税及び地方消費税の額
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 資本的収入	円 87,517,000	円 0	円 87,517,000	円 0	円 0	円 87,517,000	円 66,922,827	円 △ 20,594,173	円 948,000
第1項 補助金	59,968,000	0	59,968,000	0	0	59,968,000	43,695,000	△ 16,273,000	0
第2項 負担金	7,870,000	0	7,870,000	0	0	7,870,000	10,395,515	2,525,515	0
第3項 加入金	19,679,000	0	19,679,000	0	0	19,679,000	12,798,000	△ 6,881,000	948,000
第4項 補償金	0	0	0	0	0	0	34,312	34,312	0

支出

区分	予算額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備考 決算額のうち仮払消費税及び地方消費税の額
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
第1款 資本的支出	円 713,071,000	円 396,000	円 0	円 713,467,000	円 7,176,600	円 0	円 720,643,600	円 604,940,853	円 19,495,026	円 0	円 19,495,026	円 96,207,721	円 29,738,320
第1項 建設改良費	548,584,000	396,000	0	548,980,000	7,176,600	0	556,156,600	440,454,255	19,495,026	0	19,495,026	96,207,319	29,738,320
第2項 企業債償還金	164,487,000	0	0	164,487,000	0	0	164,487,000	164,486,598	0	0	0	402	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 538,018,026円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,781,073円、減債積立金162,037,000円、建設改良積立金275,558,000円、損益勘定留保資金75,641,953円で補てんした。

議案第75号 平成28年度小松島市一般会計補正予算(第1号)

平成28年度9月補正予算分析資料

1 歳入の状況

(単位:千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
市 税		4,186,000	4,186,000	
地 方 譲 与 税		115,000	115,000	
利 子 割 交 付 金		5,000	5,000	
配 当 割 交 付 金		50,000	50,000	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 金		35,000	35,000	
地 方 消 費 税 交 付 金		700,000	700,000	
自 動 車 取 得 税 交 付 金		12,000	12,000	
国 有 提 供 施 設 等 金		30,000	30,000	
地 方 特 例 交 付 金		14,000	14,000	
地 方 交 付 税	37,948	3,266,000	3,303,948	
交 通 安 全 対 策 金		8,000	8,000	
分 担 金 及 び 負 担 金	3,258	122,639	125,897	下記参照
使 用 料 及 び 手 数 料		326,519	326,519	
国 庫 支 出 金	21,875	2,843,001	2,864,876	下記参照
県 支 出 金	8,686	1,085,604	1,094,290	下記参照
財 産 収 入		52,120	52,120	
寄 附 金		10,600	10,600	
繰 入 金		250,000	250,000	
繰 越 金		100	100	
諸 収 入	1,176	174,217	175,393	下記参照
市 債	33,000	2,141,200	2,174,200	
歳 入 合 計	105,943	15,427,000	15,532,943	

歳入区分の内訳

分担金及び負担金

急傾斜地崩壊対策事業費分担金	3,258
	3,258

国庫支出金の内訳

地方創生加速化交付金	17,300
保育対策総合支援事業費国庫補助金	4,575
	21,875

県支出金の内訳

民生委員活動費県負担金	105
民生委員協議会費県負担金	10
放課後児童クラブ保育料軽減事業費県補助金	531
徳島県戦略的災害医療プロジェクト推進費県補助金	796
急傾斜地崩壊対策事業費県補助金	4,549
避難所緊急安全診断事業費県補助金	2,695
	8,686

諸収入の内訳

地域防災組織育成事業助成金	1,000
クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金	176
	1,176

2 目的別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
議 会 費		202,662	202,662	
総 務 費	13,154	1,558,619	1,571,773	
民 生 費	15,091	6,425,342	6,440,433	
衛 生 費	5,126	2,259,941	2,265,067	
農 林 水 産 業 費		307,042	307,042	
商 工 費		84,915	84,915	
土 木 費	38,766	1,216,867	1,255,633	
消 防 費	7,635	463,751	471,386	
教 育 費	26,171	1,012,002	1,038,173	
公 債 費		1,874,633	1,874,633	
諸 支 出 金		16,226	16,226	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	105,943	15,427,000	15,532,943	

3 性質別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
人 件 費	23,412	2,769,116	2,792,528	
議 員 等 特 別 職 の 給 与		238,992	238,992	
職 員 給	20,015	1,968,691	1,988,706	
そ の 他	3,397	561,433	564,830	
物 件 費	27,720	1,972,814	2,000,534	
維 持 補 修 費		29,986	29,986	
扶 助 費		3,256,001	3,256,001	
補 助 費 等	6,774	2,217,639	2,224,413	
普 通 建 設 事 業 費	48,037	2,028,201	2,076,238	
補 助 事 業 費		627,270	627,270	
単 独 事 業 費	48,037	1,400,931	1,448,968	
災 害 復 旧 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
失 業 対 策 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
公 債 費		1,874,633	1,874,633	
積 立 金		13,226	13,226	
貸 付 金		4,800	4,800	
繰 出 金		1,255,584	1,255,584	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	105,943	15,427,000	15,532,943	

平成 2 8 年 度 事 業 費 の 状 況

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	普通建設事業	(2,076,238)	(281,134)	(34,393)	(1,666,800)	(21,429)	(72,482)	
		48,037		4,549	25,600	3,434	14,454	
1	補助事業	(627,270)	(281,134)	(6,866)	(316,200)	(1,940)	(21,130)	

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	2 単独事業	(1,448,968)		(27,527)	(1,350,600)	(19,489)	(51,352)	
		48,037		4,549	25,600	3,434	14,454	
民生	総合福祉センター施設整備事業	(5,511) 5,000					(5,511) 5,000	高圧受電設備改修工事補助金
土木	県単急傾斜地崩壊対策事業	11,067		4,549	3,200	3,258	60	田野町字仮家
	排水機場等改修事業	(22,892) 2,105			(22,500) 1,800		(392) 305	川南排水機場ポンプ分解整備工事他
	地域下水処理施設管理事業	2,182			2,100		82	小松島ニュータウン汚水処理場ブローア更新他
消防	災害対策事業	2,850				176	2,674	電気自動車購入
教育	幼稚園、小中学校施設整備事業	(21,345) 4,853			(12,900) 3,600		(8,445) 1,253	児安小グラウンド整備工事設計業務委託、小松島中バスケットゴール購入
	生涯学習施設整備事業	(19,070) 16,290	(2,085)		(12,800) 12,200		(4,185) 4,090	榑瀨公民館改修工事設計業務委託、工作物改修工事他
	埋蔵文化財発掘調査事業	3,690			2,700		990	

平成28年度 特別会計予算(9月) 分析資料

1 介護保険特別会計

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
⑩ 繰越金	0	85,736	85,736	
歳入合計	3,670,008	85,736	3,755,744	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
② 保険給付費	3,481,454	38,245	3,519,699	居宅介護サービス給付費
④ 諸支出金	1,686	47,491	49,177	国庫支出金返還金等
歳出合計	3,670,008	85,736	3,755,744	

議案第77号 小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

ひとり親家庭等の医療費助成事業について、従来は入院費に対する助成に限定していたが、ひとり親家庭の児童の通院費についても助成対象に拡大するため、所要の改正を行うもの。

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者を除く。</p> <p>(1) 別表第1に定める要件を具備する重度心身障害者(65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。)</p> <p>(2) 別表第2に定める要件を具備する重度心身障害者(65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第5</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者を除く。</p> <p>(1) 別表第1に定める要件を具備する重度心身障害者(65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。)</p> <p>(2) 別表第2に定める要件を具備する重度心身障害者(65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第5</p>	

0条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。)

(3) 別表第3に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等

(4) 別表第4に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等

2 略

(医療費の助成)

第3条 市は、市の区域内に居住地を有する重度心身障害者等の疾病又は負傷について医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付(前条第1項第3号又は第4号に該当する者(以下「ひとり親家庭の父母等」という。))に係るものにあつては、入院医療に限る。以下同じ。)が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により重度心身障害者等が負担することとなる費用から各法の規定による附加給付金等を控除した額を規則で定める手続に従い、その者に対し、重度心身障害者等医療費(以下「医療費」という。)として助成する。ただし、重度心身障害者等が当該疾病又は負傷について、医療に関する給付のほか、法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において助成を行わない。

0条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。)

(3) 別表第3に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等

2 略

(医療費の助成)

第3条 市は、市の区域内に居住地を有する重度心身障害者等の疾病又は負傷について医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付(前条第1項第3号に該当する者(以下「ひとり親家庭の父母等」という。)のうち母子家庭の母又は父子家庭の父に係るものにあつては、入院医療に限る。以下同じ。)が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により重度心身障害者等が負担することとなる費用から各法の規定による附加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、その者に対し、重度心身障害者等医療費(以下「医療費」という。)として助成する。ただし、重度心身障害者等が当該疾病又は負傷について、医療に関する給付のほか、法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において助成を行わない。

削除

改正

追加

2 略

3 医療費は、次の各号のいずれかに該当する場合は助成しない。

(1) 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号及び第2号に該当する者(以下「重度心身障害者」という。)の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。

(2) 略

(3) 第1項に規定する者のうち、ひとり親家庭の父母等が次に掲げる者に該当するとき。ただし、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第13条の2第2項第1号の規定により児童扶養手当が支給されない者のうち、その前年の所得が、父又は母については同法第9条及び第10条に規定する所得と、養育者(父及び母を除き、児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持する者をいう。)については同法第9条の2及び第11条に規定する所得とを比べて、児童扶養手当が支給される所得以下であるものについては、この限りでない。

ア 児童扶養手当法第9条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童

イ 児童扶養手当法第9条の2により児童扶養手当が支給され

2 略

3 医療費は、次の各号のいずれかに該当する場合は助成しない。

(1) 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号又は第2号に該当する者(以下「重度心身障害者」という。)の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。

(2) 略

(3) 第1項に規定する者のうち、ひとり親家庭の父母等が次に掲げる者に該当するとき。ただし、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第13条の2第2項第1号の規定により児童扶養手当が支給されない者のうち、その前年の所得が、父又は母については同法第9条又は第10条に規定する所得と、養育者(父及び母を除き、児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持する者をいう。)については同法第9条の2又は第11条に規定する所得とを比べて、児童扶養手当が支給される所得以下であるものについては、この限りでない。

ア 児童扶養手当法第9条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童

イ 児童扶養手当法第9条の2により児童扶養手当が支給され

改正

改正

改正

ない者に養育(児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。以下同じ。)されている児童

ウ 児童扶養手当法第10条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童

エ 児童扶養手当法第11条により児童扶養手当が支給されない者に養育されている児童

4 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号、第2号(高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号のいずれかに該当する者に限る。)及び第3号に該当する者が、規則で定める手続に従い健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、市は医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

以下略

別表第3(第2条関係)

対象者	区分	要件
ひとり親家庭	母子家庭の母	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(この表及び

ない者に養育(児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。以下同じ。)されている児童

ウ 児童扶養手当法第10条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童

エ 児童扶養手当法第11条により児童扶養手当が支給されない者に養育されている児童

4 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号、第2号(高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号のいずれかに該当する者に限る。)又は第3号に該当する者が、規則で定める手続に従い健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、市は医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

以下略

別表第3(第2条関係)

対象者	区分	要件
ひとり親家庭	母子家庭の母	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(この表にお

改正

改正

の父 母等		次表において「配偶者のない女子」という。)で現に義務教育終了前の児童を扶養しているもの	の父 母等	いて「配偶者のない女子」という。)で現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している者			
	2	母子家庭の児童	配偶者のない女子に扶養されている義務教育終了前の者	2	母子家庭の児童	配偶者のない女子に扶養されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	改正
	3	父子家庭の父	法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子(この表及び次表において「配偶者のない男子」という。)で現に義務教育終了前の児童を扶養しているもの	3	父子家庭の父	法第6条第2項に規定する配偶者のない男子(この表において「配偶者のない男子」という。)で現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している者	改正
	4	父子家庭の児童	配偶者のない男子に扶養されている義務教育終了前の児童	4	父子家庭の児童	配偶者のない男子に扶養されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	改正
	5	父母のない児童	法附則第3条第1項に規定する父母のない児童(次表において「父母のない児童」という。)のうち義務教育終了前の者	5	父母のない児童	法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	
別表第4(第2条関係)							
対象者	区分	要件					削除
ひとり親	1 母子家庭の母	配偶者のない女子で、現に義務教育終了後満18歳に達する日以後の最初の3月31日ま					

家庭		での間にある児童を扶養しているもの		
の父	2	母子家庭の児	配偶者のない女子に扶養されている児童のうち義務教育終了後満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
母等		童		
	3	父子家庭の父	配偶者のない男子で、現に義務教育終了後満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養しているもの	
	4	父子家庭の児	配偶者のない男子に扶養されている児童のうち義務教育終了後満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
	5	父母のない児	父母のない児童のうち義務教育終了後満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
		童		
				削除

議案第78号 小松島市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

社会経済状況の変化、勤労青少年数の減少や余暇活動の多様化等、時代の変遷とともに、施設本来の目的である勤労青少年のための「居場所」と「交流の場」としての存在意義が薄れ、利用者が減少していること、及び勤労青少年福祉法の改正により勤労青少年ホームの設置に関する規定がなくなったことから、平成28年度末をもって小松島市勤労青少年ホームを廃止するもの。

《廃止する条例》

小松島市勤労青少年ホーム条例

昭和57年4月1日

条例第7号

《設置》

第1条 本市は、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、勤労青少年ホームを置く。

2 勤労青少年ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小松島市勤労青少年ホーム
- (2) 位置 小松島市南小松島町字港口13番地

《事業》

第2条 小松島市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）においては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 講習及び講演会等の開催に関すること。
- (2) 映画会及び音楽会等の開催に関すること。
- (3) レクリエーション及びクラブ活動の推進に関すること。
- (4) 生活、職業の相談及び指導に関すること。
- (5) その他小松島市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

《利用者の範囲及び利用の承諾》

第3条 ホームを利用できる者は、市内に居住し、又は職場を有する25歳以下の中小企業に働く青少年

とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 ホームを利用しようとする者は、あらかじめ委員会の承諾を受けなければならない。

《利用時間》

第4条 ホームの利用時間は、教育委員会規則で定める。

《使用料》

第5条 ホームを利用しようとする者が第3条の規定に該当するときは、使用料を徴しない。ただし、同条第1項ただし書に規定する者が利用するときは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要と認めたときは、前項ただし書の使用料を減額し、又は免除することができる。

《使用料の還付》

第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用日の7日前まで利用の取消し又は変更を申し出て市長が相当の理由があると認めたとき。

《利用の制限》

第7条 委員会は、次の各号の一に該当する者には、利用の承諾を与えないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 感染性疾患と認められる者
- (3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められる者
- (4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められる者
- (5) その他管理上支障があると認められる者

《行為の制限》

第8条 利用者は、利用の承諾を受けた目的以外にホームを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは賃貸しをしてはならない。

《特別設備の設置等》

第9条 利用者は、ホームを利用する場合において、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ委員会の承諾を受けなければならない。

(利用の取消し)

第10条 委員会は、利用の承諾を受けた者が次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を取り消し、又は停止させることができる。

- (1) 利用承諾後第7条各号の一に該当する事由が生じたとき。
- (2) 第8条に規定する行為が判明したとき。
- (3) 係員の指示に従わないとき。
- (4) その他公共の用に供する必要が生じたとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、その利用が終わったとき又は前条の規定により利用を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償)

第12条 利用者は、その利用により施設その他に損害を与えたときは、委員会の指示に従い、これを原状に回復し、又は市長が調定する損害額を賠償しなければならぬ。

(運営委員会)

第13条 ホームの基本的な事項を審議し、円滑な運営を図るため、小松島市勤労青少年ホーム運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 事業主代表
- (2) 利用者代表
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 本市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

(職員)

第14条 ホームに館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、上司の命を受けて館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第12号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第17号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第16号)

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

室名	午前9時～		正午～午後		午後5時～		全日
	正午	5時	午後9時	午後5時	9時		
小集会室	円 580	円 1,050	円 1,160	円 1,630	円 2,200	円 2,780	
料理講習室	920	1,620	1,850	2,540	3,470	4,390	
講習室	690	1,160	1,160	1,850	2,310	3,000	
3階集会室	920	1,620	1,850	2,540	3,470	4,390	
大集会室	1,160	1,740	2,890	2,890	4,630	5,790	

備考 水道及びガスを使用する場合又は電気を多量に消費する機械器具等を使用する場合は、別に実費を徴収する。

小松島市青少年健全育成センター条例(昭和38年小松島市条例第36号)新旧対照表 (附則第2項による改正)

現行	改正後(案)	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小松島市における青少年問題を取り扱う行政機関及び関係団体相互の緊密な連絡を図り、青少年の生活指導及び非行化し、又は非行化するおそれのある青少年に対する補導活動を総合的かつ能率的に行い青少年の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、小松島市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)を小松島市勤労青少年ホーム内に置く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小松島市における青少年問題を取り扱う行政機関及び関係団体相互の緊密な連絡を図り、青少年の生活指導及び非行化し、又は非行化するおそれのある青少年に対する補導活動を総合的かつ能率的に行い青少年の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、小松島市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)を小松島市南小松島町1番16号に置く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>改正</p>

議案第79号 小松島市第6次総合計画基本構想について

1. 総合計画策定の背景と目的

小松島市では、平成28年度までを目標年次とする「小松島市第5次総合計画」を平成21年3月に策定しました。めざすべき都市像を「安全・安心・信頼のこまつしま」と掲げて、自主自立のまちづくりを推進してきました。目標年次の中間年度にあたる平成25年度からは、本市の財政状況や地域を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、後半4年間を計画期間とした「小松島市第5次総合計画」（後期基本計画）を策定して、様々な施策に取り組んできました。

この間、我が国における社会情勢は、未曾有の被害を出した平成23年3月の東日本大震災を教訓に、全国的にも喫緊の課題となった防災・減災対策をはじめ、近年は、日本企業の国際競争力の低下や少子高齢化に伴う社会保障の世代間格差の拡大、また、非正規雇用の増加など労働環境の変化を背景とした貧困問題やTPPをめぐる農業制度改革の動向の他、平成27年10月からのマイナンバー制度の導入による国民生活への影響など、様々な課題が山積しています。

また、人口減少抑制という国を挙げての課題に対しては、平成27年度に「人口減少・地域活性化対策」を目的に、2060（平成72）年の将来目標人口を3万人とする「小松島市人口ビジョン」と、合計特殊出生率や新規雇用者数などの数値目標を掲げた、平成27年度からの5か年計画「小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

一方、本市の財政状況については、平成23年度普通会計決算で平成16年度以降発生していた累積赤字を解消し、一時期の深刻な財政状況からは脱却しています。近年は、災害に強い安全なまちづくりの推進に向けた防災行政無線や津波避難施設等の整備等の「防災・減災対策」をはじめ、小松島南中学校の建設も含めた学校施設耐震化や本庁舎耐震化などの「公共施設等耐震化対策」の他、「浸水排水対策」としての金磯南雨水ポンプ場の供用開始など、長年の懸案課題に対応しつつ、市民生活の安全・安心の確保に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、今後、中期的な財政見通しでは、平成28年度から複数年にわたり整備を行う「日峯大神子広域公園（脇谷地区）都市公園事業」の他、「防衛施設周辺洪水対策事業」などの大型建設事業を実施していくことから、依然として厳しい状況を認識し、財政運営を進めていく必要があります。こうしたことを踏まえ、平成27年度からの「小松島市行政改革プラン2015」においては、今後の人口減少社会を見据えた政策実現を可能とすべく、長期的にも安定的な財政基盤の構築に向け、構造的な改革に取り組んでいます。

本市では、こうした様々な懸案課題などを検証する中で、引き続き自主自立のまちづくりの推進を念頭に取り組んでまいります。また、「地方創生」による人口減少対策や地域振興の視点をベースに、将来の人口減少社会に十分対応可能な効率的、かつ戦略的なまちづくりを推進していくため、今後の国の政策動向や地方自治を取り巻く諸状況の変化なども勘案しつつ、「小松島市第6次総合計画」を策定するものです。

2. 役割

総合計画は、すべての政策分野における行財政運営の基本となる小松島市の“最上位計画”の位置づけです。本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定する計画であり、以下のような4つの役割を持ちます。

1. 本市における総合的な指針

小松島市の行政運営の総合的な指針として、将来を展望した総合的かつ計画的な行政運営のために各種計画や施策の基本として活用するものです。

2. 市民参画のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むための共通目標となるものです。

3. 地域経営を進めるための行財政運営の指針

地方分権や地域主権、並びに、地方創生の時代にふさわしい地域経営確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の指針となるものです。

4. 広域的行政に対する連携の基礎

国や県、及び近隣自治体の広域行政圏などにおける諸計画との整合性を図るとともに、当該計画の実現にあたって必要となる施策や事業を調整、反映させ、協力を要請する手がかりとなるものです。

3. 構成と期間

総合計画は、基本構想（10年計画）、基本計画（前後期5年計画）及び実施計画（3年計画）から構成されます。それぞれの役割は次のとおりです。

<基本構想>

市政の長期にわたる根幹的な施策に関する構想で、計画期間は2017（平成29）年4月1日～2027（平成39）年3月31日の10年間です。

<基本計画>

基本構想に基づき本市の行政運営の方向性を明らかにするとともに、各分野の施策・取り組みを組織、体系化し、成果指標の設定などを行う計画です。

計画期間は基本構想の期間を前期と後期に分け、前期を2017（平成29）年4月1日～2022（平成34）年3月31日の5年間、後期を2022（平成34）年4月1日～2027（平成39）年3月31日の5年間とします。

<実施計画>

実施計画は、基本計画で示した施策に基づき、主要な事業等を具体的に示し、計画的・効率的な事業の進捗管理を図ることを目的に、今後の社会経済情勢や市民ニーズ、財政状況などの変化にも迅速かつ的確に対応するため、3年間を期間とするローリング方式で毎年度必要な点検・見直しを行います。

4. 第6次総合計画基本構想の概要

●目標とする都市像

【キャッチフレーズ・テーマ】

未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、小松島市では、本市の特徴をいかした自律的で持続的な社会を創生することをめざし、「小松島市人口ビジョン」並びに「小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定しました。策定にあたり、私たちは、本市の魅力、地域性について改めて気づくとともに、今後におけるまちづくりの課題などを冷静かつ慎重に検討する機会となりました。

かつて本市は、四国の玄関口として栄えましたが、時代の変遷とともに港湾都市としての機能は大きく様変わりし、経済を支える仕組みも人の流れも変わり、小松島市の財政は非常に厳しい状況を迎えるに至りました。「小松島市第5次総合計画」はそうした時代背景を基に、自主自立をめざして策定された計画でした。

この間、行財政改革である集中改革プランを、市民の協力を得ながら取り組んできた結果、危機的状況は乗り越えましたが、この教訓を今後の行政運営の推進に活かしていくことが大切です。

これらのことを踏まえて、第6次総合計画では、より具体的に、小松島市に住みたい、働きたい、安心して子育てができる「未来へ輝く」まちづくりを推進していくことを念頭におきました。

より良いまちづくりのために、子どもも、若者も、高齢者も、世代を超えてやる気を持つ「希望」に満ちたこまつしまをめざします。市民の皆さんからの「信頼」が得られるまちづくりを推進します。

●目標人口

小松島市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、2020（平成32）年で37,115人、計画目標年次である2026（平成38）年の前年の2025（平成37）年には35,146人になると推計されています。

目標人口は、2016（平成28）年3月に策定した「小松島市人口ビジョン」で掲げた将来目標人口である2060（平成72）年30,000人を踏まえ、計画目標年次の2026（平成38）年の人口を36,000人と設定したまちづくりを進めていきます。

●まちづくりの政策・施策分類

目標とする都市像「未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま」の実現に向けて、まちづくりの根幹となる主たる分野ごとに、どのようなまちづくりをめざすのかを示したものです。

【政策① 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり】

◆基本目標1 安全・安心なまちづくり

- 施策** 安全・安心な日常生活の確保
- ◇防災・減災対策の推進
 - ◇防犯体制の整備
 - ◇消防力の強化
 - ◇消費生活対策の充実
 - ◇救急・医療体制の充実
 - ◇情報化の推進
 - ◇交通安全対策の推進

◆基本目標2 快適な暮らしづくり

- 施策** 快適な生活・都市基盤の整備
- ◇道路・交通網の整備
 - ◇上下水道の整備
 - ◇公園・緑地等・交流拠点の整備
 - ◇生活関連施設の整備
 - ◇住宅・住環境の整備
 - ◇市街地の整備

◆基本目標3 自然と共生するまちづくり

- 施策** 自然との共生の推進
- ◇自然環境・景観の保全
 - ◇循環型社会の実現

【政策② ひとりひとりが輝けるまちづくり】

◆基本目標4 子育てしやすいまちづくり

- 施策** 少子化対策の推進
- ◇子育てを支える環境の充実
 - ◇出産・子育ての希望が実現できる育児支援

◆基本目標5 健やかな暮らしづくり

- 施策** 健康づくりの推進
- ◇地域による健康づくり支援
 - ◇健康づくり環境の整備
- 施策** 地域福祉の充実
- ◇高齢者福祉の充実
 - ◇自立支援の推進
 - ◇障がい者福祉の充実

◆基本目標6 心豊かなひとづくり

- 施策** 教育の充実と文化の振興
- ◇就学前・学校教育の充実
 - ◇生涯学習・スポーツの推進
 - ◇人権教育・啓発の推進
 - ◇芸術・文化活動の充実

【政策③ 未来への活力を育むまちづくり】

◆基本目標7 活気あふれるまちづくり

施策 産業の振興とブランド産品育成

◇農林水産・商工業の振興

◇新規雇用の場の確保

施策 観光交流によるにぎわい創出

◇観光の振興

【政策④ みんなで創るまちづくり】

◆基本目標8 市民参画・協働のまちづくり

施策 市民参画と協働の推進

◇市民活動への支援

施策 人口減少社会における行政運営

◇効率的な行財政運営

◇行政情報化の促進

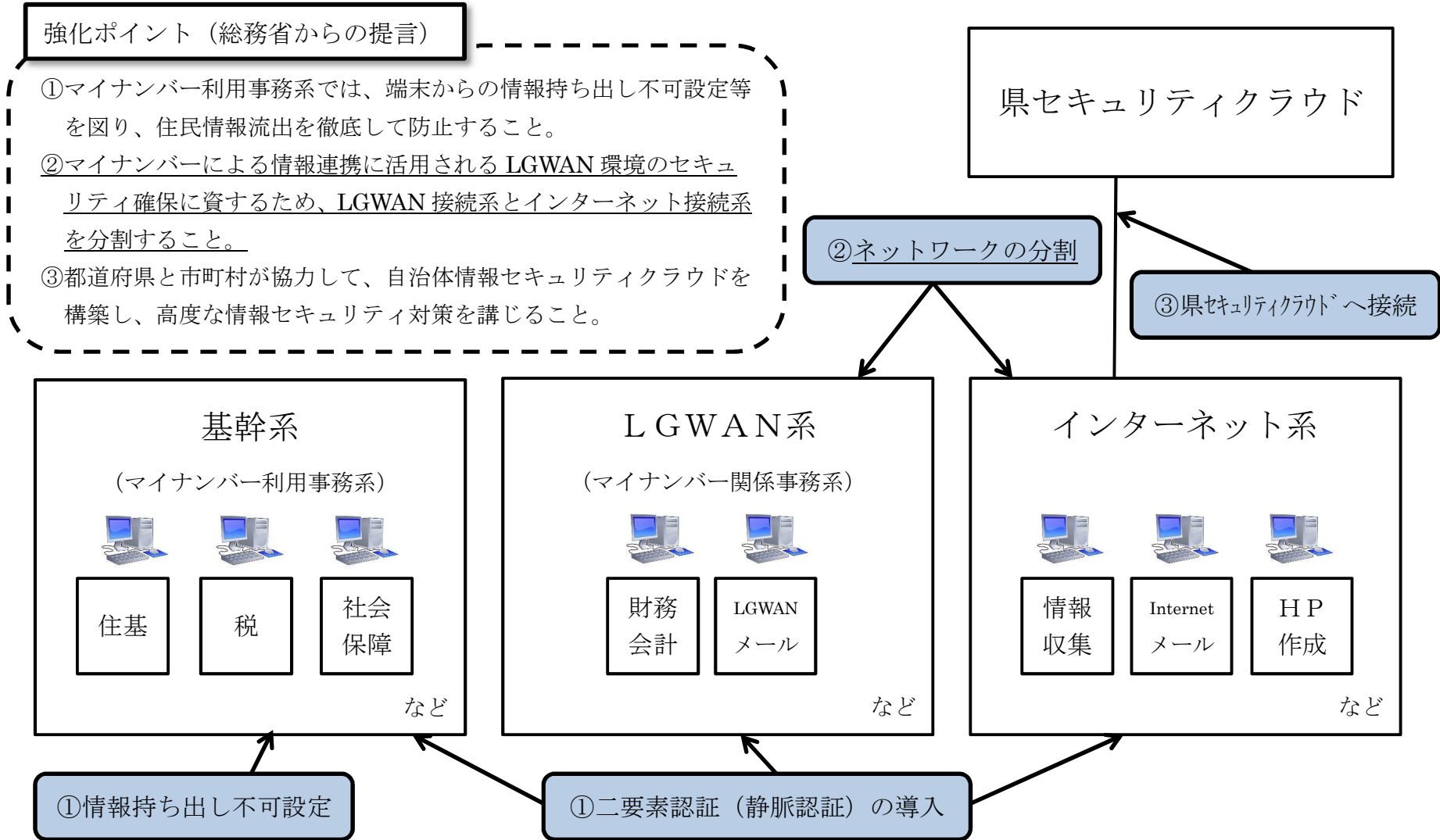
◇公共施設等の適正な管理運営

◇広域連携の推進

議案第 80 号 財産の取得について

購入物品等	小松島市情報セキュリティ強化対策業務
購入等予定総価格	105,537,600 円
(内訳) ハードウェア関係	33,439,100 円 (サーバ機器 6 台・指静脈センサ 520 台・パソコン 20 台・認証スイッチ 130 台・レーザープリンタ 5 台・ファイアウォール等ネットワーク機器一式等)
ソフトウェア関係	35,384,600 円 (指静脈認証システム・PC 操作ログ取得システム・ファイル持ち出し制限システム・マルウェア対策ソリューション・その他必要ライセンス一式等)
導入作業費	28,896,300 円 (プロジェクト管理・システム設計・構築・テスト・機器設置・運用テスト・検証立会い・職員教育研修・マニュアル整備等)
消費税	7,817,600 円
購入等の相手方	香川県高松市中央町 5 番 31 号 株式会社四国日立システムズ 代表取締役 取締役社長 油屋 喜二雄
納入期限	平成 29 年 3 月 31 日

小松島市情報セキュリティ強化対策業務



報告第15号 平成27年度小松島市健全化判断比率の報告について

健全化判断比率の状況（平成27年度）

（単位：％）

標準財政規模 （千円）		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	うち臨時財政対策債 発行可能額	健全化判断比率	※(0.81) -	※(7.25) -	12.3	90.8
		早期健全化基準	13.50	18.50	25.0	350.0
9,110,617	628,979	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、比率が－（マイナス）時には数値として現れないため、黒字の比率を表示。

報告第16号 小松島市公共下水道事業資金不足比率の報告について

公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計

資金不足比率の状況（平成27年度）

比 率 名	平 成 2 7 年 度	経 営 健 全 化 基 準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

報告第17号 小松島市水道事業資金不足比率の報告について

水 道 事 業 会 計

資金不足比率の状況（平成27年度）

比 率 名	平 成 2 7 年 度	経 営 健 全 化 基 準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

第1 平成27年度 決算報告書

収 入

(単位：円)

款・項	予算現計額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
1 事業収益	0	0	0
① 土地売却収入	0	0	0
② 事務費収入	0	0	0
2 借入金	80,000,000	0	-80,000,000
① 借入金	80,000,000	0	-80,000,000
3 繰越金	2,452,000	2,451,589	-411
① 繰越金	2,452,000	2,451,589	-411
4 事業外収入	1,000	481	-519
① 利息収入	1,000	481	-519
② 雑収入	0	0	0
5 流動負債	30,000,000	30,000,000	0
① 一時借入金	30,000,000	30,000,000	0
合 計	112,453,000	32,452,070	-80,000,930

支 出

(単位：円)

款・項	予算現計額	決算額	不用額
1 事業資産	80,000,000	0	80,000,000
① 先行取得用地費	80,000,000	0	80,000,000
2 管理費	180,000	120,851	59,149
① 一般管理費	180,000	120,851	59,149
3 借入金償還金	30,000,000	30,000,000	0
① 借入金償還金	30,000,000	30,000,000	0
4 予備費	2,273,000	0	2,273,000
① 予備費	2,273,000	0	2,273,000
合 計	112,453,000	30,120,851	82,332,149